

※概要版からの各項目の抜粋です。

1 基本的事項

計画の根拠・趣旨・位置づけ

障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22第1項の規定により、市町村障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保等について定める計画

計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3か年

基本的理念

- 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 地域間格差の解消等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 障がい福祉人材の確保・定着
- 障がい者の社会参加を支える取組定着

計画の構成

県全体の計画に合わせて、9障がい保健福祉圏域（盛岡・岩手中部・胆江・両磐・釜石・釜石・宮古・久慈・二戸）ごとの圏域計画を策定

2 障がい福祉サービス等提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービス等

- 県内で必要とされる訪問系サービスの保障
- 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 強度行動障がい者や高次脳機能障がい者等に対する支援の充実

- ⑥ 依存症対策の推進
- ⑦ 障害者支援施設及び障害児入所施設における支援体制の維持

障がい児支援

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

相談支援

- ① 相談支援体制の充実・強化
- ② 自立支援協議会を中核とする関係機関の連携の推進及び活性化
- ③ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ④ 多様な障がいに対する支援

被災地の障がい福祉サービス

こころのケアの継続実施

3 主な成果目標（令和8年度）

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - ・令和8年度末の地域生活移行者数（目標）123人／令和8年度末時点の施設入所者削減数（目標）137人
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数（目標）325.3日
 - ・精神病床における早期退院率（目標）入院後3ヶ月時点：68.9%、入院後6ヶ月時点：84.5%、入院後1年時点：91.0%
- ③ 地域生活支援の充実
 - ・令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域において地域生活支援拠点等を設置するとともに、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討を実施。【一部新規】
 - ・強度行動障がいを有する障がい者に関してその状況や支援ニーズを把握し、関係

機関が連携した支援体制を整備。【新規】

④ 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労移行者数（目標）217人／一般就労移行者数 就労継続A型：59人、就労継続B型：169人 ほか

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

・ 令和8年度までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置…ほか

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

・ 令和8年度末までに各市町村又は各圏域において基幹相談支援センターを設置。
 ・ 地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を実施。【新規】

⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を確保

4 主なサービス等の見込量

		年度	R 4 実績	R 6 見込量	R 7 見込量	R 8 見込量
訪問系	居宅介護（時間）		20,095	25,729	26,640	28,307
	同行援護（時間）		1,583	2,132	2,404	2,758
	行動援護（時間）		94	526	588	661
日中活動系	生活介護（人日）		70,253	82,091	83,103	84,221
	就労選択支援（人）【新規】				285	304
	就労移行支援（人日）		3,512	9,246	9,532	9,736
	就労継続支援A型（人日）		14,525	10,773	11,189	11,671
	就労継続支援B型（人日）		80,657	98,181	100,646	103,225
居住系	共同生活援助（人）		2,168	2,227	2,271	2,320
	施設入所支援（人）		2,005	1,938	1,917	1,897
計画相談支援（人）			2,411	5,044	5,203	5,364
障がい児通所	児童発達支援（人日）		4,619	7,884	8,715	9,606
	放課後等デイサービス（人日）		25,934	32,127	34,326	36,445
	保育所等訪問支援（人）		87	239	278	329
障害児入所施設（医療型・福祉型）（人）			171	137	137	137
障害児相談支援（人）			540	679	717	755

市町村における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(人)	3	42	46	50
発達障がい者支援センターによる相談支援(件)	3,184	3,605	3,604	3,602

※ 訪問系サービスから障害児相談支援までは年間量、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数以降は年間量であること

必要なサービス見込量確保のための方策

※サービスの種類ごとに方策を記載(以下は主なものを抜粋)

- ・ 事業者に対し広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進するとともに、市町村等と協力しながらサービスの基盤整備を図る。(訪問系・日中活動系)
- ・ 既存のグループホーム運営事業者に加え、NPOなど多様なサービス主体の参入を促進するとともに、地域の実情に応じて、新規整備はもとより、既存の建物の活用等による整備を支援する。(居住系)
- ・ 市町村と協力しながら地域療育体制の拡充を図るとともに、研修の実施により児童発達支援管理責任者の養成を行う。(障がい児通所支援)
- ・ 既存の障害児入所施設の定員で対応し、適切な支援の確保を図ります。(障がい児入所支援)

5 指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数(人)

年度	R 6	R 7	R 8
指定障害者支援施設	2,145	2,145	2,145
指定障害児入所施設等	576	576	576

6 主な地域生活支援事業の見込量(県事業分)

- 専門性の高い相談支援事業(発達障がい者支援センター、高次脳機能障がい支援普及事業、障がい児等療育支援事業)
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業(手話通訳者・要約筆記者に係る養成研修・派遣事業等)
- サービス・相談支援者・指導者育成事業(相談支援従事者研修・サービス管理責任者研修等)
- 任意事業(オストメイト社会適応訓練、手話通訳者設置、障がい者社会参加推進センター、補助犬、レクリエーション活動等支援、芸術文化活動振興、障がい者110番等)

7 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置

- サービス提供に係る人材の確保及び養成
 - ・ 福祉人材センターやハローワークと連携し、マッチング支援等を通じ人材を確保
 - ・ サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援従事者等、サービス提供に係る専門職員の養成研修
 - ・ サービスの直接の担い手である居宅介護従事者等の養成及び喀痰の吸引等を行うことができる人材の養成
 - ・ 行動障害を有する障がい者等の特性に応じた適切な支援を行うことができる人材の養成研修
- 支援の質の確保・向上
 - ・ 事業者に対する適切な第三者評価を実施できる体制を整備し、積極的な活用を支援
 - ・ 障がい福祉サービス等情報公開制度の普及啓発

8 関係機関との連携に関する事項

- 成果目標の達成に向け、市町村、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携

9 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を図るために必要な事項等

- 障がいを理由とする差別や不利益な取扱いの解消
- 障がい者等に対する虐待の防止
- 意思決定支援の促進
- 文化芸術活動支援による社会参加等の促進
- 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進【新規】
- 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や従事者を対象とした研修等の支援

10 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、目標値やサービス見込量の達成状況を点検・評価し、岩手県障害者施策推進協議会等の意見を聴いたうえで、所要の対策を講じる。